

## 討議資料

## (金融サービス仲介法制① 業務範囲・参入規制)

本日は、金融サービス仲介法制について、制度の具体化の方向性を確認した上で、業務範囲と参入規制に関する論点について討議を行う。

## 1. 制度の具体化の方向性

- 本年7月に取りまとめられた「基本的な考え方」<sup>1</sup>を踏まえ、以下の方向で制度の具体的な検討を進めることについて、どう考えるか。
- ・ オンラインを念頭に<sup>2</sup>、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した業種類型の新設を検討。
  - ・ 業種ごとの複数の登録等を受けずとも、新たな仲介業への参入により、複数業種をまたいだ商品・サービスの仲介を行うことを可能とすることを検討。
  - ・ 行為規制については、既存の仲介業者に求められている行為規制を参考に、取り扱う商品・サービスの「機能」に応じ、必要なルールを過不足なく適用することを検討。
  - ・ 新たな仲介業者には所属制<sup>3</sup>を採用せず、取扱可能な商品・サービスの限定、利用者資金の受入れの制限、財務面の規制の適用等により利用者保護を図ることを検討。

<sup>1</sup> 金融審議会 金融制度スタディ・グループ 「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告「基本的な考え方」」(2019年7月26日)

<sup>2</sup> オンラインでの仲介を念頭に置きつつも、対面で仲介を行おうとする事業者の参入がありうることに留意が必要と考えられる。

<sup>3</sup> 銀行代理業者、金融商品仲介業者、保険募集人等は、制度上、特定の金融機関に「所属」することとされている。所属制の下では、所属先の金融機関は、例えば、①仲介業者の指導等の義務や、②仲介業者が顧客に加えた損害の賠償責任、を負うこととされている。

## 2. 業務範囲について

### (現状)

- 現行制度上、銀行・証券・保険それぞれの分野ごとに仲介業者<sup>4</sup>が存在。それぞれの分野における仲介であれば取り扱える商品・サービスに限定はない一方、業種をまたいだ仲介を行うためには、それぞれの分野の仲介業の登録を要する。
- 一般に、「仲介」とは、他人のためにある事項について代理又は媒介することと解されている。このうち、「代理」は、仲介業者（代理人）の意思表示により契約当事者の間に直接法律効果が帰属する法律行為であるのに対し、「媒介」は、他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為であるとされている。

### (検討の方向性（案）)

- 新たな仲介業に所属制を採用しない場合、商品・サービスを提供する金融機関（銀行、証券会社、保険会社等）による指導・監督や賠償責任の負担がなされるとは限らないことから、
  - ・ 商品設計が複雑でないものや、日常生活に定着しているものなど、仲介にあたって高度な商品説明を要しないと考えられる商品・サービスに限って取り扱いを認めることが考えられるか。
  - ・ 商品性による限定に加え、取引金額や契約期間等による限定を行う必要はあるか。
  - ・ 新たな仲介業者の仲介行為として「代理」を認めないことが考えられるか。

---

<sup>4</sup> ここでは、銀行代理業者、金融商品仲介業者、保険募集人、保険仲立人をいう。

### 3. 参入規制について

#### (1) 財産的基礎

##### (現状)

- 既存の仲介業者には、参入規制として、社会的信用、業務遂行能力、他業の兼業の制限、財産的基礎等が求められている。
- このうち、財産的基礎については、
  - ・ 所属制の下では、仲介業者が顧客に加えた損害について、所属先の金融機関がその賠償責任を負うこととされていることから、保証金の供託等を求めている例はないものの、仲介業者の安定的・継続的なサービス提供を確保する観点から、一定以上の純資産額を求めている例がある。
  - ・ 金融機関に所属しない仲介業者については、顧客の保護を図る観点から、保証金の供託等による賠償資力の確保を義務付けている例がある。
- また、財産的基礎の水準については、定額として規定する例や、手数料額等に連動して額が決定する例が見られる。

##### (検討の方向性 (案))

- 新たな仲介業に所属制を採用しないことを前提に、その代替措置としての役割を期待する場合、賠償資力の確保につながる保証金の供託等を求めることが適切と考えられるか。
- 財産的基礎の程度については、新たな仲介業に事業者が参入することによるイノベーションの促進及び利用者利便の向上の観点や、利用者保護の観点とのバランスのほか、取扱可能な商品・サービスの範囲等を踏まえて検討してはどうか。

## (2) 兼業

### (現状)

- 既存の仲介業者は、公益に反する事業や仲介業務に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、他の業務を行うことが認められている。
- ただし、保険募集人と保険仲立人は、互いの兼業が認められていない。

### (検討の方向性 (案))

- 新たな仲介業を行う者と既存の仲介業者との兼業をどう考えるか。利用者保護の観点から、既存の仲介業者の許可・登録を受けた分野（銀行・証券・保険）については、新たな業種類型に基づく仲介であるとの混同をきたさないような手当てを講じた上で兼業を認めることが考えられるか。
- 他の金融業や一般事業との兼業については、公益に反する事業や仲介業務に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、兼業を認めることが考えられるか。

(以上)